

さぬき市公共交通運行継続特別支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加え、燃料高騰により経営環境が厳しくなっている公共交通事業者に対し、安全・安心な運行の継続を支援し、市民等の移動手段を確保するため、予算の範囲内において、公共交通運行継続特別支援金（以下「特別支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 特別支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する事業者であること。

ア 市内に営業所を有し、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者で、本市及び他の市町の区域（高速道路を除く。）を含む区間（以下「対象運行区間」という。）において路線定期運行を行うもの（以下「路線バス事業者」という。）

イ 市内に営業所（個人事業者にあつては、住所）を有し、タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）

(2) 令和4年10月1日（以下「基準日」という。）前から前号ア又はイに掲げる事業を継続しており、第4条の規定による申請の日時点で休止し、又は廃止していないこと。

(3) 業種別ガイドライン等に沿った適切な新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じており、かつ、今後も感染防止対策を講じた上で第1号ア又はイに掲げる事業を継続する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特別支援金の交付の対象としない。

(1) さぬき市補助金等交付規則（平成25年さぬき市規則第22号）第5条第2項各号のいずれかに該当する者

(2) 過去に特別支援金の交付決定を受けた者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別支援金を交付することが適当でないことを認める者

(特別支援金の額)

第3条 特別支援金の額は、別表に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 特別支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年10月13日から令和4年12月28日までの間に、公共交通運行継続特別支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号ア又はイに掲げる事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (2) 別表各項に規定する事業用車両（次号において「交付対象車両」という。）の自動車検査証の写し
- (3) 交付対象車両であることが確認できる書類の写し（路線バス事業者のみ）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、当該申請書兼請求書の内容を審査し、交付を決定したときは公共交通運行継続特別支援金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは公共交通運行継続特別支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査で疑義等が生じた場合は、官公署及び関係人等に対し必要な調査を行い、報告を求めることができる。
（特別支援金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定により交付を決定した旨の通知をした日から30日以内に、申請者が指定した金融機関の口座に振り込むことにより当該申請者に対し特別支援金を交付する。
（不当利得の返還）

第7条 市長は、特別支援金の交付を受けた後に交付対象事業者の要件に該当しないこと若しくは交付額の算定に誤りがあり超過支給であることが判明した者又は偽りその他不正の手段により特別支援金の交付を受けた者に対し、期限を定めて、交付を行った特別支援金（超過支給の場合は、当該超過分に限る。）の返還を求めるものとする。
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、特別支援金の支出の完了の日（同日が第4条に規定する期間の満

了前であるときは、当該満了の日) 限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定による不当利得の返還については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

交付対象事業者	特別支援金の額
路線バス事業者	基準日において対象運行区間における路線定期運行に使用している事業用車両（定員11人以上のものに限る。）数に50,000円を乗じて得た額
タクシー事業者	基準日において市内の営業所に配置している事業用車両（定員11人未満のものに限る。）数に25,000円を乗じて得た額

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

公共交通運行継続特別支援金申請書兼請求書

さぬき市公共交通運行継続特別支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の情報

本社所在地	〒
営業所所在地	さぬき市
名称（屋号）	
代表者職名・氏名	
連絡先・担当者氏名	

2 交付申請額

事業者区分	申請額の計算	左の計算結果
路線バス事業者	車両1台当たり 50,000 円 × _____ 台	円
タクシー事業者	車両1台当たり 25,000 円 × _____ 台	円
交付申請額（合計額）		円

3 交付金振込先

(フリガナ) 口座名義人氏名							
(金融機関名)				(本支店、出張所等名)			
銀行 金庫 組合 農業協同組合				本店 支店 出張所			
預金種目		当座 <input type="checkbox"/>		普通 <input type="checkbox"/>		その他 <input type="checkbox"/>	
口座番号							

4 添付書類

- (1) 要綱第2条第1項第1号ア又はイに掲げる事業を経営していることを証明する書類の写し
- (2) 要綱別表各項に規定する事業用車両（次号において「交付対象車両」という。）の自動車検査証の写し
- (3) 交付対象車両であることが確認できる書類の写し（路線バス事業者のみ）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 誓約事項

公共交通運行継続特別支援金の申請に当たり、下記の内容について誓約します。

- ・この申請書兼請求書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・要綱第2条に掲げる要件を満たし、交付金は要綱第1条の趣旨に基づき、業種別ガイドライン等に沿った適切な新型コロナウイルス感染症感染防止策を講じた上で、事業を継続するために使用します。
- ・次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団関係者（暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
- ・特別支援金の交付決定に必要な事項を官公署及び関係人等に調査し、報告を求めることに同意します。

さぬき市長 殿

年 月 日

代表者職名・氏名

（※申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名すること。）

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長

公共交通運行継続特別支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共交通運行継続特別支援金については、
次の理由により交付しないことを決定したので、通知します。

記

（不交付とした理由）

--